

# 呉市防犯カメラ設置補助事業の手引き

平成 30 年 11 月

呉市市民部地域協働課

## 目 次

1	呉市防犯カメラ設置補助制度について（概要）	1
2	呉市防犯カメラ設置補助事業の流れ	5
3	防犯カメラ設置補助金申請の手続き	6
4	設置場所，設置方法及び電気供給契約の検討について	1 1
5	防犯カメラ設置補助金に係るQ&A	1 2
6	呉市防犯カメラ設置補助金交付要綱	1 4
7	呉市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領	3 2
8	自治会防犯カメラ管理運用規程（参考例）	3 6

## 呉市防犯カメラ設置補助制度について(概要)

1 制度の目的	犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援するため、防犯カメラを設置する自治会等に設置費用の一部を助成します。
2 補助対象団体	自治会、自治会連合会、その他市が適当と認める団体
3 補助対象経費	(1) 防犯カメラの購入及び設置に要する経費（購入に併せて支払う保守点検料を含む。） (2) 防犯カメラの設置を示す看板の設置に要する経費
4 補助金額	補助対象経費の3/4以内で、1台につき30万円を限度とする（千円未満切り捨て）。
5 補助対象機器	(1) 不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影対象とする防犯カメラ（関連機器を含む。） (2) 有効画素数、録画期間等一定の要件を満たす必要があります。
6 設置・管理運用	防犯カメラは、犯罪の抑止に効果的と考えられる適切な場所に設置するとともに、個人のプライバシーを侵害することがないように、適切に管理・運用してください。
7 主な遵守事項	(1) 撮影対象は道路等の公共空間とし、防犯カメラを設置していることを表示した看板を設置してください。 (2) 防犯カメラ設置場所の所有者等の承認（許可）を得るとともに、設置について道路占用許可等が必要な場合は許可を得てください。 (3) 設置団体において「防犯カメラ管理運用規程」を作成してください。 (4) 撮影した映像及び記録したデータを適正に管理・運用するために、「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定してください。 (5) 映像の保存期間は7日間以上30日間以内とし、経過後は消去してください。 (6) 映像の目的外での利用や第三者への提供はできません。ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合等は提供できるものとします。 (7) 防犯カメラ管理状況報告書を毎年提出してください。 (8) 5年以上、適切に維持管理してください。5年以内に廃止するときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。 (9) 設置場所の変更又は廃止を行う場合は、市の承認が必要になります。
8 平成27年度予算	600万円（30万円×20台）
9 申請手続 [1] 事前協議申請	(1) 申請する団体は、平成27年6月30日（火）までに事前協議申請書を呉市地域協働課に提出してください。 (2) 防犯カメラの設置については、設置したい場所の近隣住民の方の意見も交え、団体内でよく話し合い、理解を得るとともに事前協議の前に総会等で承認を得てください。

	<p>(3) 設置場所の所有者等から設置の承認や許可の内諾を得てください。</p> <p>(4) 防犯カメラの設置を効果的なものとするため、あらかじめ設置場所等について管轄の警察署に相談し、アドバイスを受けてください。</p> <p>(5) 複数の業者から見積をとるなどし、設置や維持管理に要する費用についても十分検討してください。</p> <p>(6) 設置場所については、団体内で優先順位を付けてください。</p> <p><b>提出書類</b></p> <p>ア 呉市防犯カメラ設置補助金事前協議申請書（様式第1号）</p> <p>イ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面</p> <p>ウ 団体規約及び役員名簿</p>
[2] 内示	<p>市は審査の上、予算の範囲内で補助の実施団体及び設置場所を選定し、これを内示します。</p>
[3] 補助金交付申請	<p>(1) 市からの内示に基づき、補助金交付申請書を市に提出してください。</p> <p>(2) 設置に関する承認や許可等の手続きを行ってください。</p> <p>(3) 維持管理や運用方法を決め、管理運用規程を作成してください。</p> <p>(4) 「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定してください。</p> <p>(5) 防犯カメラの設置について、広く住民に周知しましょう。</p> <p><b>提出書類</b></p> <p>ア 呉市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第3号）</p> <p>イ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面及び写真</p> <p>ウ 収支予算書（様式第4号） （防犯カメラ1台ごとの内訳と金額を記入してください。）</p> <p>エ 補助対象経費に係る見積書 （1台ごとの「機器購入費」「設置工事費」「表示看板設置費」の内訳が分かる見積書を提出してください。）</p> <p>オ 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承認書（様式第5号）の写し</p> <p>カ 設置する防犯カメラの資料（機能が確認できるカタログ、仕様書等）</p> <p>キ 道路交通法その他の法令に基づく許可等が必要な場合は、許可等を証する書類の写し</p> <p>ク 防犯カメラ管理運用規程</p> <p>ケ 管理運用責任者及び操作取扱者届出書（様式第6号） ・管理運用責任者－防犯カメラ及び個人情報映像等の管理運用責任者 ・操作取扱者－防犯カメラの操作及び個人情報映像等の取扱い担当者</p>
[4] 事業実績報告	<p>(1) 市からの補助金交付決定の通知に基づき、防犯カメラの設置を行ってください。</p> <p>(2) 防犯カメラの設置及び業者への費用支払後40日以内に、事業実績を報告してください。</p> <p>(3) 防犯カメラの設置及び業者への費用支払は、年度内に完了してください。</p>

	<p>い。</p> <p><b>提出書類</b></p> <p>ア 呉市防犯カメラ設置事業実績報告書（様式第9号）</p> <p>イ 設置した防犯カメラにより撮影された画像 （A4の用紙に印刷したものをお願いします。）</p> <p>ウ 設置後の現況写真 （防犯カメラだけでなく、録画機器及び表示看板についても必要です。）</p> <p>エ 収支決算書（様式第10号） （カメラ1台ごとの内訳と金額の記入が必要になります。）</p> <p>オ 設置費用に係る領収証書その他収支の事実を証する書類又はその写し （領収書の宛名は団体名とし、経費の内訳が分かるよう、領収書に記載するか明細書を添付してください。）</p>
10 維 持 管 理	<p>(1) 保守管理</p> <p>防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、運用に支障がきたす可能性があります。</p> <p>機種を選定する際に、部品の寿命や交換等にかかる費用、保証期間、故障の場合の対応などを確認しておくことが必要です。</p> <p>(2) 定期点検</p> <p>年に1度は業者又は団体自らによる防犯カメラの点検を行い、適正な管理に努めてください。</p> <p>(3) 事故の場合の賠償等</p> <p>防犯カメラの落下等により自動車や人に損害を与えた場合は、管理者の責任が問われ、賠償責任を負う場合もあります。必要と判断する場合は、賠償責任保険への加入を検討してください。</p> <p>(4) 管理運用規程の遵守</p> <p>防犯カメラの設置は、犯罪の抑止に役立つ一方で、不適切な運用により、記録された映像が流出し、目的外に利用される危険性もあります。また、個人の容ぼうや行動を撮影され、目的外に利用されること等に不安を感じる方もいます。</p> <p>「呉市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領」に基づき「防犯カメラ管理運用規程」を作成し、適正な運用を行ってください。また、プライバシー及び個人情報保護の重要性については、団体の中で周知を図っておくことが重要です。</p>

設置する機器の必要な要件

区 分		仕 様
撮影機能	有効画素数	38万画素以上
	作動時間等	1日24時間又は必要時に作動し、夜間も人物等が特定できる撮影ができること。
録画機能	録画期間	7日間以上
	1秒間の記録間隔	1コマ以上（より認識度を高めるため、5コマ以上を推奨します。）
	記録画像サイズ	640×480画素以上
	記録媒体	USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できること。メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備えること。

# 呉市防犯カメラ設置補助事業の流れ

## 事前協議申請書提出

受付期間(4月～6月)

- 場所等を警察に相談し、アドバイスを受けること。 ○団体の総会等によく話し合い、可決承認を得ること。
- 設置場所の所有者や許可の内諾を得ること。 ○見積もりをとり事業費・維持管理費を試算すること。

- ①呉市防犯カメラ設置補助金事前協議申請書
- ②防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- ③団体規約及び役員名簿

## 内 示

- ◆審査の上、予算の範囲内で補助団体及び設置場所を選定し、申請団体に内示します。

## 補助金交付申請書提出

- 設置場所所有者の承認や許可を得ること。 ○防犯カメラ管理運用規程を制定すること。
- 管理運用責任者と操作取扱者を決めること。

- ①呉市防犯カメラ設置補助金交付申請書
- ②設置場所及び撮影範囲を示した図面及び写真
- ③収支予算書
- ④補助対象経費に係る見積書
- ⑤防犯カメラを設置する場所の所有者等の承認書
- ⑥設置する防犯カメラの資料(カタログ、仕様書等)
- ⑦道路交通法その他の法令に基づく許可等が必要な場合は、許可等を証する書類の写し
- ⑧防犯カメラ管理運用規程
- ⑨管理運用責任者及び操作取扱者届出書

## 交付決定通知

- ◆審査の上、市から補助金の交付決定を通知

## 防犯カメラ設置

- ◆防犯カメラ取付
- ◆呉市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守し、各団体作成の管理運用規程により運用開始

## 設置事業実績報告書提出

- ①呉市防犯カメラ設置完了報告書
- ②設置後の現況写真
- ③収支決算書
- ④領収書その他収支の事実を証する書類

## 補助金額確定通知書

## 補助金請求書提出

- ①呉市防犯カメラ設置補助金交付請求書兼委任状

## 補助金交付

## 維持管理運用

- ◆防犯カメラを設置した日から5年以上、適切に維持管理してください。
- ◆毎年、防犯カメラ管理状況報告書を提出してください。
- ◆設置場所の変更又は廃止をするときは、市の承認を受けてください。
- ◆5年以内に廃止するときは、補助金の全部又は一部の返還を求められます。

## 防犯カメラ設置補助金申請の手続き

### ◆事前協議申請書提出の前におきましょう！

#### 1. 団体の中で、防犯カメラの設置について話し合いをしましょう。

○防犯カメラの必要性や防犯などについて話し合いをしましょう。

#### 2. 設置したい場所、台数などを決めましょう。

○設置したい場所の近隣住民の方と話し合い、理解を得ておきましょう。  
○特定の個人、住宅等が継続的に撮影されないようにしましょう。

#### 3. 業者から見積書をお願いしましょう。

○防犯カメラ取扱い業者と、設置しようとする場所にはどんな防犯カメラが適しているか、メンテナンスはどうしたらよいかなど、詳しく話しを聞き、見積書をお願いしましょう。  
○防犯カメラの有効画素数、録画時間等は、一定の要件を満たす必要があります。

#### 4. 設置場所の所有者の承認や許可が必要な場合は、内諾を得ておきましょう。

○承認書や許可書は、今の段階では必要ありませんが、呉市からの内示後の補助金交付申請書の提出時には必要です。  
○公共施設や公園、道路内に設置する場合は許可が必要ですので、あらかじめ相談しておきましょう。

#### 5. 管轄の警察でアドバイスを受けましょう。

○設置場所や撮影範囲などについて相談し、アドバイスを受けましょう。  
(相談内容は事前協議申請書に記入してください。)

○管轄の警察署

呉 生活安全課 29-0110      音戸 生活安全刑事課 51-0110  
広 生活安全課 75-0110

#### 6. 団体の総会等で話し合い、協議申請することを決定しましょう。

○防犯カメラを設置する理由を明確にしましょう。  
(事前協議申請書に、設置する理由を記入してください。)  
○防犯カメラ設置について、可決承認を得てください。  
(事前協議申請書に、会議開催日、会議名を記入してください。)  
○複数台申請の場合は、設置箇所について、優先順位を付けてください。

# 1 事前協議申請書の提出

1. 補助金を申請しようとする場合は、次の書類を6月末までに提出してください。

## 提出書類

- ① 呉市防犯カメラ設置補助金事前協議申請書（様式第1号）
- ② 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- ③ 団体規約及び役員名簿

# 2 市からの内示

1. 呉市防犯カメラ設置補助金事前協議申請書を基に審査の上、予算の範囲以内で補助の実施団体及び設置場所を選定し、呉市防犯カメラ設置補助内示書（様式第2号）により通知します。

○内示を受けた団体は、補助金交付申請に必要な書類の作成等を行ってください。

# 3 補助金交付申請の準備

- 1. 呉市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第3号）に必要事項を記入しましょう。
- 2. 防犯カメラの設置場所や撮影範囲がわかる図面と撮影される場所の写真を用意しましょう。
- 3. 取り付ける防犯カメラを決定して見積書を用意し、収支予算書を作成しましょう。

○防犯カメラ1台ごとの機器代、設置工事費、表示看板代（設置費含む）等の内訳がわかる見積書を業者に作成してもらい、用意しましょう。

○補助金の額は、防犯カメラ1台ごとに計算します。

4. 設置する防犯カメラの資料を用意しましょう

○呉市防犯カメラ設置補助金交付要綱の第5条で規定している機能が確認できるカタログ、仕様書等を用意しましょう。

5. 防犯カメラを設置する場所が民家やお店等の場合は、所有者の承認書（様式第4号）を用意しましょう。

## 6. 防犯カメラの電源について、取付業者、中国電力に相談して確認しましょう。

### 参考

○民有地は原則、同一敷地内での電気供給契約は1つです。

○公園の敷地は公道とみなされ、防犯灯等の柱又は独自のポールを建てて設置する場合は、別契約できます。

○公園のトイレ等の建物には電灯（定額電灯契約）があるため、別契約は出来ません。

※別表の《防犯カメラ設置場所、設置方法及び電気供給契約の検討について》を参考にしてください。 P11

## 7. 民家等に取り付け、民家等と電気代請求が一緒になる場合は、電気代の支払いについて、あらかじめ話し合いをしておきましょう。

### 参考

○防犯カメラの電気代は機器により異なりますが、4千円～5千円程度の定額料金になります。

## 8. 道路交通法その他の法令に基づく許可等が必要であれば許可書を取得し、その写しを用意しましょう。

### 参考

○道路（市・県・国）の敷地や標識、街路灯、防犯灯、信号機等はそれぞれの管理者、警察等の許可が必要ですので、あらかじめ取付業者にご相談ください。

※別表の《防犯カメラ設置場所、設置方法及び電気供給契約の検討について》を参考にしてください。 P11

## 9. 防犯カメラ管理運用規程を作成しましょう。

○機器の取扱いや個人情報及びプライバシーの保護に対する管理運用規程を各団体で作成してください。

○あらかじめ作成した管理運用規程がありますので、参考にいただき、作成してください。

## 10. 管理運用責任者及び操作取扱者を決めましょう。

○呉市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領に基づき団体の中で話し合い、管理運用責任者、操作取扱者を決めてください。

○管理運用責任者及び操作取扱者届出書（様式第5号）を用意しましょう。

## 4 補助金交付申請書の提出

1. 準備していただいた書類を確認し、呉市に提出しましょう。

### 提出書類

- ①呉市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第3号）
- ②防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面及び写真
- ③収支予算書（様式第4号）
- ④補助対象経費に係る見積書
- ⑤防犯カメラを設置する場所の所有者等の承認書（様式第5号）の写し
- ⑥防犯カメラの資料（第5条で規定する機能が確認できるカタログ、仕様書等）
- ⑦道路交通法その他の法令に基づく許可等が必要な場合は、許可等を証する書類の写し
- ⑧防犯カメラ管理運用規程
- ⑨管理運用責任者及び操作取扱者届出書（様式第6号）
- ⑩その他市長が必要と認める書類

## 5 交付決定通知

1. 審査の上、補助金交付の決定を市から呉市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知します。

## 6 防犯カメラ設置

1. 防犯カメラを取り付けましょう。

- 申請した防犯カメラを取り付けましょう。
- 防犯カメラを設置していることを示す看板を取り付けましょう。

2. 防犯カメラの運用を開始しましょう。

- 呉市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守し、各団体で作成した管理運用規程により運用してください。

## 7 設置事業実績報告書提出

1. 設置及び支払が完了した日から40日以内に提出しましょう。

- ① 呉市防犯カメラ設置事業実績報告書（様式第9号）
- ② 設置した防犯カメラにより撮影された画像
- ③ 設置後の現況写真
- ④ 収支決算書（様式第10号）
- ⑤ 設置費用に係る領収証書その他収支の事実を証する書類又はその写し
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

## 8 補助金額確定通知

1. 審査の上、確定した補助金額を呉市防犯カメラ設置補助金額確定通知書（様式第11号）により通知します。

## 9 補助金請求書提出

1. 市に補助金を請求しましょう。

- 呉市防犯カメラ設置補助金交付請求書兼委任状（様式第12号）に補助金額確定通知書の補助金の額を記入してください。
- 振込先を記入する際に、代表者と口座の名義人が異なる場合は、委任状の受任者に口座の名義人を記入し、委任者印を代表者が押印してください。

## 10 補助金交付

1. 市に提出していただいた口座に振り込みます。

## 11 維持管理運用

1. 防犯カメラを設置した日から5年以上、適正に維持管理をお願いします。

- 毎年、防犯カメラ管理状況報告書（様式第8号）を提出してください。
- 設置場所の変更又は廃止をするときは、市長の承認を受けてください。
- 5年の間に廃止するときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- 防犯カメラの補助金交付及び設置に係る書類を、設置が完了した日から5年間保存してください。

## 防犯カメラの設置場所、設置方法及び電気供給契約の検討について

次の4つに分類されますが、許可、条件、手続き等がそれぞれ異なるので参考としてください。

設置場所	設置方法の例	許可条件等	電気供給契約
民有地 (店舗等含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軒下や壁に設置</li> <li>・既存の柱等へ設置</li> <li>・敷地内に専用ポールを建てて設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者と話し合い、承認書が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 需要場所について1 契約の原則により、別契約できません。(詳しくは中国電力に確認してください。)</li> <li>・電気料金については、所有者と協議してください。</li> </ul>
公共施設 (学校・まちづくりセンター・集会所等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軒下や壁に設置</li> <li>・既存の柱等へ設置</li> <li>・敷地内に専用ポールを建てて設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理上の支障の有無については、事前に施設管理者との協議が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 需要場所について1 契約の原則により、別契約できません。</li> <li>・電気料金については、設置管理者と協議してください。</li> </ul>
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の電灯等の柱への設置</li> <li>・敷地内に専用ポールを建てて設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や設備の管理上支障が無く、一定の基準に適合する場合(電気供給契約や電気配線の埋設等)に限り許可されます。</li> <li>・占用許可申請等が必要なので、事前に公園管理者と協議が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園敷地内の既存の公衆街路灯、防犯灯柱又は専用ポールを使用し設置する場合は、別契約できます。</li> <li>・公園内のトイレ等の建物は、1建物1契約の原則により、別契約できません。</li> </ul>
道路の敷地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路灯、防犯灯、標識、信号機等への設置</li> <li>・専用ポールを建てて設置</li> <li>・電力柱、NTT柱への設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、一定の基準に適合する場合に限り許可されます。</li> <li>・既設占用物件への添架が原則ですが、既設占用物件がない場合や添架することができない場合は、通行の安全が確保でき、必要やむを得ない場合に限り専用ポールの設置が許可されます。</li> <li>・車道上では、路面から4.5m以上、歩道上では2.5m以上の高さに設置しなければいけません。</li> <li>・設置場所や設置方法で基準が異なりますので、事前に道路管理者や設備管理者との協議が必要です。</li> <li>・NTT柱は原則許可されません。 (注) 中国電力柱の許可については協議中です。検討される場合は、地域協働課に確認ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道・車道に既存する電力柱、標識柱、信号柱等又は専用ポールを使用して設置する場合(高さ制限等の条件あり)は別契約ができます。</li> </ul>

### 1. 防犯カメラは定額電灯の小型機器料金契約になります。

(機器により契約は異なります。)

### 2. 1 需要場所 1 契約又は 1 建物 1 契約の原則があります。

(民有地(店舗等含む)、公共施設では1 需要場所 1 契約が適用され、公園のトイレ等は1 建物 1 契約の原則が適用されるためそれぞれ別契約ができません。電気料金については、所有者又は管理者との協議が必要です。)

### 3. 防犯カメラの設置に当たり、標識柱、信号柱等に強度の問題がある場合は許可されません。

### 4. 設置の際は、設置後のメンテナンスや撤去時の原状復旧等も含め検討してください。

## 防犯カメラ設置補助金に係るQ & A

### Q1 防犯カメラの設置による効果は？

犯罪発生を抑止するとともに、犯罪が発生した場合の早期解決のために効果があると考えています。

### Q2 防犯カメラはどんな種類がありますか？

大きく分けて2つあります。一つは、録画一体型カメラ(スタンドアロン型)と言い、カメラと画像記録装置を置き、その場で直接画像を保存します。価格は比較的安価になります。

もう一つは、集中管理型カメラ(ネットワーク型)と言い、カメラで撮った画像をネットワークを利用して離れた場所で画像を管理するものです。価格はネットワークの工事費と維持管理費がかかるため比較的高価になります。

### Q3 補助金を利用して取り付ける防犯カメラの機能の条件はありますか？

呉市防犯カメラ設置補助金交付要綱の第5条に定めている補助対象機能です。ここに掲載されている機能のものが最低基準になりますので、取付業者にご相談ください。

区 分		仕 様
撮影機能	有効画素数	38万画素以上
	作動時間等	1日24時間又は必要時に作動し、夜間も人物等が特定できる撮影ができること。
録画機能	録画期間	7日間以上
	1秒間の記録間隔	1コマ以上(より認識度を高めるため、5コマ以上を推奨します。)
	記録画像サイズ	640×480画素以上
	記録媒体	USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できること。メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備えること。

### Q4 防犯カメラを付けたらどんな場所がいいですか？

過去に不審者情報、空き巣被害、盗難被害などがあった場所や、女性や子どもが一人で歩くには不安を感じる道路などが良いと思われます。

- ・管轄の警察署へ相談し、アドバイスを受けてください。
- ・団体の総会等での承認が必要です。
- ・特定の住宅や個人の撮影が行われないように撮影範囲には注意が必要です。

### Q5 防犯カメラ設置補助金はいくらですか？

補助金は1台につき、防犯カメラ及び表示板の設置に係る費用(補助対象金額)の4分の3以内で、最高30万円です。

- ・複数設置の場合は、1台ずつ補助金を計算し、それを合計してください。

例) 防犯カメラに係る費用が350,000円の場合  
 $350,000円 \times 3/4 = 262,500円$  (千円未満端数切り捨て) 補助金 262,000円  
 防犯カメラに係る費用が500,000円の場合  
 $500,000円 \times 3/4 = 375,000円$  (30万円を限度) 補助金 300,000円

### Q6 防犯カメラの設置に係る経費(補助対象金額)は具体的には何が対象になりますか？

防犯カメラの機器代金、設置を示す看板代金、設置工事費(電気工事費、各手数料等含む)が対象となります。

### Q7 台数制限はありますか？

平成27年度予算は20台分です。1団体の台数制限はありませんが、予算に応じて選考することになります。

### Q8 防犯カメラの表示看板はなぜ必要ですか？

あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知することにより、犯罪の抑止効果を高めるとともに、撮影される方のプライバシーに配慮するため、必要と考えています。

**Q9 防犯カメラを設置するのになぜ自治会等の会議で決めなければならないのですか？  
また、管理運用規程はなぜ必要ですか？**

防犯カメラは、犯罪防止や事件の早期解決を図るために取り付けることを目的としておりますが、その一方で個人のプライバシーに係るものまで撮影される可能性があります。  
設置後に「カメラがあるのを知らなかった」「勝手にカメラを付けられた」「許可なく撮影された」等の苦情やトラブルを防ぐため、自治会等の会議での合意が必要です。また、画像等の漏えいを防ぎ、個人情報やプライバシーの保護に努めるために管理運用規程は必要です。

**Q10 補助金の手続きはどうしたらいいですか？**

呉市自治会連合会のホームページに呉市防犯カメラ設置補助金交付要綱要領、各様式等を掲載しますので利用してください。

フローチャートに記載されている順に手続きをしてください。

・先ず、事前協議申請では、団体での総会等で、設置場所や防犯カメラを付けることの合意、管轄の警察署のアドバイス等、防犯カメラの設置場所の図面、団体の規約と役員名簿が必要です。

・ご不明な点がございましたら地域協働課までお問い合わせください。

問)地域協働課 25-3581

**Q11 電源はどうすればいいですか？**

防犯カメラを設置しようとする場所や状況を取付業者にご相談ください。

【参考】

・公園や民有地は原則、同一敷地内での電気需給契約は1つです。

・防犯カメラは電圧にもよりますが、定額電灯契約になります。

・太陽光発電の防犯カメラもあります。

**Q12 防犯カメラを設置した後は何かすることはありますか？**

・防犯カメラ設置後は最低5年以上、維持管理してください。

・毎年、管理状況報告書を提出していただきます。

・防犯カメラに係る書類を5年間保存していただきます。

・警察等からの画像提供があった場合には、所定の様式に記入して保存していただきます。

**Q13 防犯カメラ設置後3年目に故障したら、市の方で修理してくれますか？**

市からの修理費用はございません。

・各団体で修理していただき、5年以上、維持管理をお願いします。

**Q14 警察から画像の提供依頼があった時、データ抽出にかかる費用はどちらが払うのですか？**

基本的に各団体で負担することとなります。

・データ抽出費用はメーカーや機器により異なりますので、事前に取扱業者に確認してください。

**Q15 防犯カメラ設置後の維持管理費用はいくらかかりますか？  
また、どのようなものがありますか？**

・電力会社の電気代は年間4～5千円程度(防犯カメラの機種や消費電力によって異なります。)

・防犯カメラの定期点検・メンテナンス等を依頼する場合は、メーカーや機種によって金額が異なりますので、事前に取扱業者に確認してください。

・故障時の修理代金(部品、故障箇所によって異なります。)

・画像データ抽出時の手数料(メーカーや機種によって異なります。)

・落雷等に対する動産保険(民間保険会社 年間約15,000円)等もあります。

★防犯カメラ設置補助金手続きについての問い合わせ

〒737-8501 呉市中央4丁目1-6

呉市 地域協働課 電話(0823)25-3581 FAX(0823)25-3013

(呉市役所本庁1階)

★防犯カメラを設置する前に相談、アドバイスについての問い合わせ

呉 警察署 生活安全課 (0823)29-0110

広 警察署 生活安全課 (0823)75-0110

音戸警察署 生活安全刑事課 (0823)51-0110